

記載要領等	相続税の申告書第 11・11 の 2 表の付表 2 小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書
-------	--

《記入に当たっての留意事項》

この表の記入に当たっては、各記載欄に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第 69 条の 5 第 1 項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）による改正前の租税特別措置法第 69 条の 5 第 1 項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

- 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の(1)の「②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

(算式)

$$\left[\frac{\text{特定居住用宅地等の面積}}{\text{の面積}} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\frac{\text{特定事業用宅地等の面積}^{(\ast 1)} \text{ 及び } \text{特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}}{\text{特定同族会社事業用宅地等の面積の合計}} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\frac{\text{貸付事業用宅地等の面積}}{\text{の面積}} \right]$$

(注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等の面積及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第 11・11 の 2 表の付表 1 の「○『限度面積要件』の判定」欄の **1**（特定居住用宅地等）の⑩欄の面積、**2**（特定事業用宅地等）の⑩欄の面積^(※2)及び**3**（特定同族会社事業用宅地等）の⑩欄の面積の合計並びに**4**（貸付事業用宅地等）の⑩欄の面積です。

- ※1 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、租税特別措置法施行令第 40 条の 2 の 2 第 9 項の規定により、特定事業用宅地等である小規模宅地等として選択したものとみなされる猶予対象宅地等の面積を含みます。
- 2 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、申告書第 8 の 6 表の付表 3 の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)②ハ欄の面積及び(3)①ホ欄の面積の合計を加算します。